

令和5年度

第34回和歌山市農業委員会議事録

日時 令和5年4月10日（月曜日） 13時00分 開会
場所 和歌山市農業委員会議室

議案第1号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第4号	農用地利用集積計画について
議案第5号	非農地通知について
議案第6号	「令和5年度最適化活動の目標の設定等」について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1項の規定による届出について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農用地利用配分計画の認可について
報告事項	和歌山市農業委員会事務処理規定の一部を改正する規定について

出席委員（17名）

1 番 湯川 徳弘

2 番 辻本 傑

3 番 笠野 喜久雄

4 番 山本 茂樹

5 番 藤田 城司

6 番 古川 祐典

7 番 土橋 ひさ

8 番 谷河 績

9 番 吉中 雅三

10 番 中村 弘

11 番 廣井 伸多

13 番 曾根 光彦

14 番 岩橋 章

15 番 丸山 勝

17 番 坂東 紀好

18 番 吉川 松男

19 番 岩橋 章博

出席職員

農業委員会事務局

局 長 奥谷 知彦

課 長 前口 政明

副 課 長 藤田 誠一

班 長 中居 一樹

事務主査 西川 祐司

事務主任 田伏 諒

事務主任 清瀧 篤樹

13時00分 開会

◆会長（谷河 績） 総会に先立ち、去る3月26日に御逝去されました故大河内壽一委員に対し、謹んで哀悼の意を表し、黙禱をささげたいと思います。

皆様、御起立をお願いいたします。

黙禱。

ありがとうございました。

ご着席ください。

なお、中尾委員につきましては、県議会議員選挙立候補により、退職となっていますので、ご報告します。

事務局より人事異動について報告したい旨の申し出がありましたので、局長、よろしくお願ひします。

◆奥谷局長 令和5年度農業委員会事務局職員の人事異動について、ご報告させていただきます。

はじめに、去る4月1日付けをもって異動となった職員をご紹介します。山田企画員が人権同和施策課鳴神文化会館長に、肥田企画員が都市再生課企画員に、殿元事務副主査が出納室事務副主査に、それぞれ異動となりました。

それでは、異動となった職員から一言、ごあいさつを申し上げます。

(・・異動された方からのあいさつ・・)

肥田企画員・・・・・・(あいさつ)

殿元事務副主査・・・・(あいさつ)

なお、山田鳴神文化会館長につきましては会館行事のため出席出来ませんでしたが、お世話になった委員の皆様によりしくお伝えください、と伝言を預かっています。異動で変わられた皆様、ありがとうございました。(退席)

続きまして、新たに農業委員会事務局へ配属された職員をご紹介します。前口政明課長です。青岸清掃センターから来ました。

森元美沙事務主査です。資産税課から来ました。

担当は農地法第4条第5条の農地転用です。西川祐司事務主査です。

組合専属からの配置となっています。

担当は同じく農地転用です。

田伏諒事務主任です。住宅政策課から来ました。

農地法第3条の賃貸・売買及び利用権設定の担当となります。

清瀧篤樹です。

前年度をもって定年退職されましたが、再任用職員としての配置となっています。

非農地判断と遊休農地解消・指導に関する事務を行ってまいります。

以上で人事異動の報告をおわります。

それでは、ただいまから第34回農業委員会総会を開催いたします。

報告事項につきましては、議案書20ページ以降に掲載していますので、ご確認ください。

それでは、谷河会長よろしくお願ひします。

◆会長（谷河 績） 本年度最初の総会となります。よろしくお願ひします。

それでは、ただいまより、第34回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は在任委員17名中17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る3月28日、廣井委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われていますので、後ほど報告方よろしくお願ひします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、丸山委員、坂東委員にお願いします。

それでは議案の審議を始めさせていただきます。

議案第1号 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について、提案いたします。

◆田伏主任 番外、説明いたします。

議案に同封している対象農地の写真をご覧ください。

本件は和歌山市遊休農地解消対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づいたもので、補助金の交付申請にあたり遊休農地証明書を添付する必要がある、借受予定者から証明願が5件ありました。

対象農地の面積は、田のみで7,647平方メートルです。

遊休農地証明書交付の可否についてご審議願います。

なお、対象農地については、12ページの議案第4号農用地利用集積計画No.16、14ページのNo.22、23、15ページのNo.24、25で利用権の設定を上程しております。以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆田伏主任 番外 説明します。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で5件ありました。

これらの案件は、調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、その取得後において全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われま

す。なお、No.1は市街化区域内の農地です。

No.2は親子間の贈与になります。

No.5は市街化区域内の農地で、新規耕作です。以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆西川主査 番外 説明します。

申請地の場所を示した簡易地図を議案と共に配布していますので合わせてご覧ください。

No.1 申請地は、和佐地区・・・、河南総合体育館から・・・に位置し、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。

申請人は、現在、賃貸住宅に居住しておりますが、実家の両親が体力的に農業を継続することが困難になってきており、自身が農業を継承したいという目的から、実家に隣接し、耕作地にも近い当該申請地を農業

者住宅へ転用申請するものです。

また、令和5年2月14日付で農用地区域を除外しており、使用貸借権の設定です。

No. 2 申請地は、西和佐地区・・・、高速インター出入口から・・・に位置し、おおむね300m以内に高速道路の出入口があるため第3種農地に該当します。

申請人が申請地を資材置場へ転用した後、備考に記載する法人へ賃貸します。

当法人は近くに既存の資材置場を所有しておりますが、空きスペースが不足しているため新規の資材置場を探していたとのことです。

No. 3 申請地は、名草地区・・・、特別養護老人ホーム紀三井寺苑から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。

申請人は、申請地東側に隣接する宅地を購入し、住宅兼事務所として利用します。

その際に進入路及び駐車スペースを確保するため、当該申請地を進入路及び露天駐車場へ転用申請するものです。

また、令和5年2月14日付で農用地区域を除外しております。

No. 4 申請地は、東山東地区・・・、山東駅から・・・に位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。

申請人は・・・事業を目的とする法人で、申請地が日当たり良く、発電量を多く見込める土地であることから太陽光発電施設へ転用申請するものです。

No. 5 申請地は西和佐地区・・・、田井ノ瀬駅から・・・に位置し、おおむね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地

に該当します。

申請人は・・・を手掛ける法人です。

自社が保有する製品を保管するスペースや従業員用の駐車場スペースが不足していることから、当該申請地を露天資材置場及び露天駐車場へ転用申請するものです。

また、令和5年2月14日付で農用地区域を除外しております。

No. 6 申請地は安原地区・・・、岡崎前駅から・・・に位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため第3種農地に該当します。

申請人は・・・を営む法人です。

申請地が駅やインター入口に近く交通の便が良いことや、近くに公園があり生活環境が整っている等の理由から分譲住宅用地として転用申請するものです。

また、開発許可申請中です。

No. 7 申請地は、西和佐地区・・・、河南総合体育館から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。

申請人は、現在、賃貸住宅に居住しておりますが、実家の両親が体力的に農業を継続することが困難になってきており、自身が農業を継承したいという目的から、実家に近く、耕作地にも近い当該申請地を農業者住宅へ転用申請するものです。

なお、使用貸借権の設定です。

No. 8 申請地は、山口地区・・・、霊現寺から・・・に位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ヘクタール未満のため第2種農地に該当します。

申請人は、高速道路の長期的な道路機能を確保する公共工事を請け負っておりますが、

その際に仮設栈橋足場の設置と、仮設工事ヤードの整備が必要であるため、当該申請地を転用申請するものです。

なお、賃貸借権の設定で、3年間の一時転用です。

これらの案件は一般基準を満たしていると思われる。

また、No. 8については現地調査及び事情聴取を行っておりますので担当委員から報告があります。

以上です。

◆会長（谷河 績） No. 8につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので廣井委員さん報告願います。

◆11番（廣井 伸多） 議案第3号No. 8についてご報告します。

去る3月28日に坂東委員、吉中委員、事務局殿元副主査と共に現地調査並びに事情聴取を行いました。

本申請は農地法第5条第1項の規定による許可申請で転用目的は仮設栈橋足場及び仮設工事ヤードで3年間の一時転用となります。

事情聴取には・・・が出席されました。

申請地は・・・で第2種農地に分類される地目田ですが、現況は体耕地となっております。

場所は県道64号和歌山貝塚線を挟んで東西に分布し霊現寺から・・・の位置にあり付近には日本で最後の仇討ち場として知られる境橋があります。

申請人である・・・は資本金・・・、年間売上額2022年3月期で・・・、従業員数は単体で・・・、設立年月日は・・・、事業内容は・・・で・・・5社の一つに挙げられています。

・・・からの依頼により阪和自動車当該区間開通から約50年が経過し老朽化が進んだことによる床板と呼ばれる橋の上を通る車両の重みを橋桁や橋脚に伝えるための床板の取替工事を行う環境を整えるのが申請理由です。

クライアントが、最初に工事場所として選んだのが長さ約334mと今区間最大規模ながら構造が単純で経験値を積むに適した境谷橋であり、当然その真下である本申請地が利便性に優れ、又作業に必要な面積を有し且つ休耕地であった為に各貸渡人と交渉し話がまとまりました。

申請地の県道から東側部分は踏み固めた後、杭を打ち込み作業構台を高速道路の上下線沿いに設置し県道からそこまでの工事車両通行用スロープや渡り栈橋も同じく設置し、残りは資材置場として利用します。

唯一の県道から西側部分である・・・は大型トレーラーの旋回場所として利用予定です。

資金計画はすべて自己資金で・・・となります。

排水に関しては雨水のみで隣接する既設水路へ放流予定です。

水利組合は無く、代わりに地元自治会に説明をしております。

その際に県道から本申請地への進人路付近の交通量が多く大型な工事車両の往来で見通しも悪くなるので誘導員を付ける等の安全対策を講じる様に求められこれを約束しました。

隣接農地は無く周辺農地への著しい影響も無いと考えられ又、工事期間終了後原状回復をするとの事で特に問題は無いと思われませんが、皆様の慎重なご審議の程よろし

くお願い致します。

◆会長（谷河 績） ありがとうございますました。

議案第3号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆田伏主任 番外 説明いたします。

利用権新規設定における農地所在地図を議案と共に配布しておりますので、あわせてご覧ください。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定で、新規の契約が26件ございました。

賃借権が4件、使用貸借権が22件の設定で、貸借期間は議案書のとおりです。

No. 1からNo. 13については、農業委員会による利用権の新規設定、No. 14からNo. 26については、農地中間管理事業による新規の設定です。

面積は、田が36,532平方メートル、畑が2,864平方メートル、総面積が39,396平方メートルです。

また、うち農地中間管理事業による設定が13件あり、面積は、田が19,539平方メートル、畑が2,864平方メートル、総面積が22,403平方メートルです。

以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第4号について説明、報告が終わりましたが、この議案に

ついて、何かご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし、との声）

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 非農地通知について、提案いたします。

◆清瀧主任 番外 説明いたします。

本件については、国からの通知である「農地法の運用について」第4（3）の規定に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断するものです。

また令和4年10月19日に西山東地区・・・を吉中農業委員、中筋推進委員とともに現地調査を、また令和5年1月20日に名草地区・・・を貴志推進委員とともに現地調査を、令和5年3月13日に岡崎地区・・・を和田推進委員とともに、現地調査を行ったものです。

非農地通知書の交付基準に基づき、対象であると認められる農地の所有者に対し非農地判断に係る事前通知を行ったところ、非農地通知依頼書10件の提出がありました。面積は、田が1筆、307㎡、畑が23筆、7,130㎡です。

議案書番号1～10について、非農地通知書の交付基準、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地であって、20年以上前から森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合の条件を満たしていると思われます。

なお、各地区の土地改良区等と協議済です。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第5号について

説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について、提案いたします。

◆中居班長 番外、説明いたします。

議案書に同封の別紙をご覧ください。

本件について、農業委員会は、毎年、前年度の活動の点検・評価及び当該年度の活動目標の設定を行い、当該年度の目標は、4月末まで、前年度の活動の点検・評価については6月末までに公表することとなっております。

令和5年度の活動目標についてご説明いたします。

まず、1ページは、本市の農業の概要、農業委員の人数等を記載しています。

2ページは、上段が担い手への農地の集積について記載しています。

農地の集積目標として、②目標の表中段に記載していますとおり、令和5年度の目標を15haとしています。

担い手への集積活動により利用権設定面積の拡大、また、農地の貸借制度について積極的なPR活動に努めます。

下段は、遊休農地について記載しています。

②. 目標の ア. 既存遊休農地の解消の緑区分の遊休農地の解消面積を2.6haとしています。

8月の一斉農地パトロール、また随時の現地調査を行い、2.6haの遊休農地解消を目指します。

3ページは、上段が、新規参入の促進について記載しており、②目標の表の下段に記

載しています、新規参入者へ貸付可能な農地の面積の目標を4.7haとしています。

これは、農業委員会の過去の権利移動の実績の約1割に該当する面積としています。

ここまでは、最適化活動の成果目標で、下段は、最適化活動の活動目標について記載しております。

農業委員・推進委員が最適化活動を行う日数目標いわゆる活動記録簿に記載する日数について、月平均10日としています。

また、活動強化月間の活動目標として、9月～11月を農地利用意向調査の期間とし、新規参入相談会への参加目標として、年1回、農業委員または推進委員が相談会等へ出席することを目標としています。

なお、本件のこの別紙については、本総会承認後、市役所のホームページにて公表を行います。以上です。

◆会長(谷河 績) 議案第6号について説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし、との声)

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

以上で議案の審議は終了します。

その他、何かございませんか。

(なし、との声)

それでは、ないようでございますので、第34回総会を閉会いたします。

13時35分 閉会